

生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動の更なる促進及び発展を図り、自立的に公益活動を行う地域社会を推進するために、様々な地域課題や社会課題の解決に繋がる事業を行う団体等に対して、予算の範囲内において生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体等（以下「補助対象団体等」という。）は、この要綱の趣旨に賛同し、自主的に取り組む市内に拠点のある次に掲げる団体等とする。

- (1) 市民活動団体
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の規定による会社
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号の規定による公益社団法人
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の規定による一般社団法人
- (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定による社会福祉法人
- (7) 市内において活動を行っている、又は今後行う予定があり、第3項に掲げる要件に該当する個人

2 前項第1号から第6号に定める補助対象団体等は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に事務所を有し、かつ、市内において活動を行っている、又は今後行う予定があること。
- (2) 規約、会則、定款等を有していること。
- (3) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (5) 国又は地方公共団体の出資に係る法人等でないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

3 第1項第7号に定める補助対象団体等は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に事務所を有し、かつ、市内において活動を行っている、又は今後行う予定があること。
- (2) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (4) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

4 前項に規定する補助対象団体等については、次に掲げる要件を含まないものとする。

- (1) 市税を滞納している者（団体及び団体の代表者に限る。）

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条の補助対象団体等が実施する本市の地域課題及び社会課題の解決に資する公益的な事業で、その内容は次に掲げる要件を満たすもののうち、市長が認める事業とする。

- (1) 市内において行う事業であること。
- (2) 特定の人や団体、法人の利益を目的とした事業でないこと。
- (3) 補助対象団体等の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- (4) 特定の政治活動、宗教活動を目的とした事業でないこと。
- (5) 他の団体への単なる補助となっている事業でないこと。
- (6) 補助金の交付を受けようとする年度に公共団体等から補助事業に係る別の補助金の交付や公的保険給付、公的な支援等を受けていないこと。

2 前項に定める補助事業は次に定めるコースとする。

- (1) 社会課題解決コース 地域課題や社会問題に、継続的かつ自立的に取り組むことのできる公益活動により実施される事業。ただし、補助を受けられる回数は1事業当たり最長3年とし、第2条第1項第1号から第6号に該当する補助団体のみ申請できるものとする。
- (2) スタートアップコース 公益活動の立ち上げ初動期（概ね1年以内に着手している活動を含む）の事業。ただし、補助を受けられる回数は1事業当たり1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約、会則、定款等及び構成員の名簿の写し
- (2) 補助対象事業の事業計画書
- (3) 補助対象事業の収支予算書
- (4) 補助対象団体等の概要書
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 第2条第1項第7号に規定する補助対象団体等については、前項第1号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

(交付の制限)

第5条 補助金の交付は、1補助対象団体等について1回とする。また、1会計年度につき1回に限るものとし、社会課題解決コースにおいては、継続する場合は初年度を含めて3年度を限度とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に定めるものとする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は、含まないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとし、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象団体等（以下「補助団体等」という。）が、補助事業の内容を変更する必要がある場合又はやむを得ない事情により中止する場合には、生駒市地域・社会活動創出支援事業【変更・中止】承認申請書（様式第3号）にその内容が分かる書類を添付した上で市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査の上、承認すべきと認めたものについて、生駒市地域・社会活動創出支援事業【変更・中止】承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は補助事業の内容の変更又は中止が適当でないと認めるときは、速やかにその旨を申請者に

通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 補助団体等は、補助事業が完了したとき（当該補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、当該補助事業の成果を記載した、生駒市地域・社会活動創出支援事業実績報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、補助事業の経費に係る領収書又は契約書の金額が1件当たり千円以下となるときその他市長が特に必要があると認めるときは、支出項目の一覧表をもって第2号に掲げる書類に代えることができる。

(1) 収支決算書

(2) 領収書及び契約書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、特に必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(補助金交付額の確定等)

第11条 市長は、前条第1項（次条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る認定を受けた補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助団体等に対して通知するものとする。

(補助金の交付の時期等)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、当該補助事業の性質上その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括し、又は分割して事前に交付することができる。

(補助金の交付の請求)

第13条 補助団体等は、第8条の規定により通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助団体等が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、既に

交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理等)

第15条 補助団体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第8号）を備え、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 取得財産等のうち処分を制限するものとして市長が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が単価2万円以上のものとする。

2 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定めるところによる。

3 補助団体等は、前項の規定により定められた期間内に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(施行の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和3年7月1日）

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第6条関係）

費目	対象となる経費
人件費	補助事業を行うために必要不可欠な人件費に限る。
報償費	講師謝礼、調査研究の報償費その他これらに類するもの。
旅費	交通費、通行料その他これらに類するもの。
消耗品費	事務用品の購入費その他これらに類するもの。
食糧費	補助事業を行うために必要不可欠な食料費に限る。
燃料費	補助事業を行うために必要な車両のガソリン代等
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷費、コピー代その他これらに類するもの
通信運搬費	郵便料、振込手数料その他これらに類するもの（構成員間の連絡等に要した費用を除く。）
保険料	ボランティア保険等
委託料	団体では対応できない専門的な技術、知識等を要する場合における委託料（補助事業の全てを委託する場合は不可）
使用料及び賃借料	会場使用料及び車両、機械等の賃借料その他これらに類するもの（構成員間の使用及び賃借に要した費用は除く。）
原材料費	加工用又は工事用の原材料、食材等に要した費用
備品購入費	補助事業を行うために必要不可欠な備品購入費に限る。
修繕費	補助事業を行うために必要不可欠な修繕に限る。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

ただし、次に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助事業の実施に直接関係しない経費
- (2) その他市長が不適当又は不必要と認める経費

別表第2（第7条関係）

区分	補助金の上限額		
	1年目	2年目	3年目
社会課題解決コース	30万円	20万円	10万円
スタートアップコース	10万円	無し	無し

生駒市長 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名）

生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付申請書

生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいため、申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円
- (2) 算出の基礎 別紙「収支予算書」のとおり

2 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称
- (2) コース
- (3) 目的
- (4) 内容 別紙「事業計画書」

3 補助事業の開始日及び完了予定年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 規約、会則、定款等及び構成員の名簿の写し
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体等の概要書

年 月 日

様

生駒市長

生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金につきまして、下記のとおり交付することに決定しましたので、生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、通知します。

記

交付決定額 金 円

- 1 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は交付申請のとおりとする。
- 2 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の実施について次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
 - ロ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
 - ハ 補助事業を中止し、又は廃止するとき
 - ニ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったとき

年 月 日

生駒市長 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名）

生駒市地域・社会活動創出支援事業【変更・中止】承認申請書

年 月 日付け生市セ第 号により交付決定を受けました生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金につきまして、下記のとおり事業を【変更・中止】したいので申請します。

記

1 事業名称：

2 事業内容

3 【変更・中止】の理由

4 添付書類

年 月 日

様

生駒市長

生駒市地域・社会活動創出支援事業【変更・中止】承認通知書

年 月 日付けで申請のありました生駒市地域・社会活動創出支援事業【変更・中止】承認申請につきまして、下記のとおり承認しましたので生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

記

1 事業名称：

2 事業内容：

年 月 日

生駒市長 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名）

生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け生市セ第 号により交付決定を受けました生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金に係る事業実績につきまして、生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 収支決算書
- 2 領収書及び契約書の写し
- 3 事業報告書

年 月 日

様

生駒市長

生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け生市セ第 号で交付決定をしました生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金につきまして、下記のとおり確定いたしましたので通知します。

記

補助金確定額 金 円

年 月 日

生駒市長 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名）

生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け生市七第 号で交付の確定（決定）通知がありました生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金につきまして、生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり（概算）請求します。

記

1 交付確定（決定）額 金 円

2 請求金額 金 円

3 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金種別	普通（総合）	当座 預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

（記載注意）

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が処分制限額以上の財産としてください。
- 2 財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図書類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）としてください。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単位が異なる場合は分割して記載してください。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載してください。

年 月 日

生駒市長

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名）

取得財産の処分承認申請書

生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、
生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

(参考様式)

年 月 日

様

生駒市長

生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金につきまして、生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、補助することが適当でないと認められますので通知いたします。

(不交付の理由)

(参考様式)

年 月 日

様

生駒市長

生駒市地域・社会活動創出支援事業【変更・中止】不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました生駒市地域・社会活動創出支援事業【変更・中止】承認申請につきまして、生駒市地域・社会活動創出支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、承認することが適当でないと認められますので、通知します。

(不承認の理由)